

富教総発 5031 号

令和2年8月21日

富士市議会

議長 一 条 義 浩 様

富士市教育長 森 田 嘉 幸

(教育委員会事務局教育総務課)



文書質問について（回答）

令和2年8月11日付け富議発第49号による文書質問について、次のとおり回答します。

(1) 一斉休校の決定をした日時

令和2年3月から5月末まで、市内の小中学校を一斉休校（臨時休業）にすると決定した回数は、休校の延長、再延長を含めて次のとおりです。

休校（臨時休業）の内容	休校（臨時休業）の決定の日時
令和2年3月3日（火）～3月19日（木）の休校	令和2年2月28日（金）正午頃
令和2年4月9日（木）～4月26日（日）の休校	令和2年4月8日（水）午後4時30分頃
令和2年5月6日（水）までの休校期間の延長	令和2年4月17日（金）午前9時頃
令和2年5月31日（日）までの休校期間の再延長	令和2年4月28日（火）午後4時30分頃

(2) 同決定は、誰の判断によって行われたか？

教育長の判断です。

なお、教育長が決定権を有する根拠は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条及び教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和41年富士市教育委員会規則第3号）です。（別添参照）

また、休校（臨時休業）に関し、教育委員会会議において議案としての説明はしておりませんが、(1)の決定の都度、即時に教育委員にはその旨報告し、意見を求めながら、その了承を得ています。

更に、直後の教育委員会会議（各月定例会）の会議の中で、休校（臨時休業）について改めて報告をしています。



ア 3月24日（火）開催

【報告等】 小中学校の臨時休業等について

議第 9号 令和2年度富士市立小・中学校評議員の委嘱について

議第 10号 富士市立小中学校の通学区域を定める事務取扱要領の一部改正について

議第 11号 富士市教育プラザ条例施行規則の一部改正について

議第 12号 障害を理由とする差別の解消の推進に関する富士市教育委員会職員対応規程の  
一部改正について

報第 5号 令和元年度富士市教育長表彰受賞者の追加決定について

イ 4月21日（火）開催

【報告等】 小中学校の臨時休業等について

議第 13号 令和2年度教育行政の方針と施策について

議第 14号 富士市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について

ウ 5月19日（火）開催

【報告等】 小中学校の臨時休業等について

議第 15号 令和2年度教育費6月補正予算について

議第 16号 富士市社会教育委員の委嘱又は任命について

議第 17号 富士市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

議第 18号 富士市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱又は任命について

議第 19号 富士市立高等学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

議第 20号 富士市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱又は任命について

議第 21号 富士市立博物館協議会委員の任命について

議第 22号 富士市立田子浦小学校の学校運営協議会委員の委嘱について

報第 6号 令和元年度教育施策の自己点検・評価について

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定し、並びにその敷地を選定すること。
- (3) 教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと。
- (4) 県費負担教職員である校長、副校長及び教頭の任免並びに県費負担教職員の懲戒について内申すること。
- (5) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。
- (6) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 校長、副校長、教頭、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (8) 1件1億円以上の工事の計画を策定すること。
- (9) 教育委員会の規則、規程等を制定し、及び改廃すること。
- (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (12) 図書館協議会委員及び博物館協議会委員を任命すること。
- (13) 社会教育委員、青少年相談センター運営協議会委員、青少年指導委員及び文化財保護審議会委員を委嘱すること。
- (14) 児童及び生徒の就学すべき学校の区域を設定し、及び変更すること。
- (15) 文化財の指定に関すること。
- (16) 教育文化スポーツ奨励賞の受賞者を決定すること。
- (17) 教科書の採択に関すること。

第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要又は異例若しくは先例となる事態が生じたときは、これを教育委員会に諮り決定することができる。

(教育委員会の会議における報告)

第4条 教育長は、第2条の規定により委任された事務の管理及び執行の状況を、教育委員会の会議において報告するものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年11月1日から適用する。